様式第三十一の二及び様式第三十三を次のように改める。

様式第32の２（第19条関係）

手　続　補　足　書

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示

２　出願人（代表者）

（識別番号）

氏名（名称）

あ　て　名

国 籍・地 域

住　　所

３　代理人

（識別番号）

氏　　名

あ　て　名

４　補足対象書類名

５　補足の内容

６　提出物件の目録

〔備考〕

１　「国際出願の表示」の欄には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「ＰＣＴ／ＪＰ○○○○／○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、その国際出願の提出日を日月年の順に「○○．○○．○○○○提出の国際出願」のように記載するとともに、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。

２　「（識別番号）」の欄は、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

３　「氏名（名称）」は、自然人にあっては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあってはその名称を記載する。

４　「あて名」は、「日本国、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号」のように詳しく記載するとともに、郵便番号を記載する。

５　「あて名」は、出願人、代表者、代理人又は復代理人各人ごとに１つのあて名のみを記載する。

６　氏名若しくは名称又はあて名には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて併記する。

７　「国籍・地域」は、出願人又は代表者がその国民である国・地域名を記載する。

８　「住所」は、出願人又は代表者がその居住者である国・地域名を記載する。

９　国・地域名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国・地域の名称を日本語及び英語により表示する。

10　「代理人」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」又は「法定代理人」のうち該当するものを記載する。また、「復代理人」の欄を設ける場合には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」又は「弁理士」のうち該当するものを記載する。

11　代理人によらないときは「代理人」の欄を設けるには及ばない。

12　「補足対象書類名」の欄には、「願書」のように補足をする書類名を記載する。

13　国際出願法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「５　補足の内容」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載する。

14　「補足の内容」の欄には、「代理権を証明する書類」のように物件名を記載する。

15　その他は、様式第１の備考１から３まで及び15から17まで並びに様式第７の備考１と同様とする。

様式第33（第28条関係）

提　出　物　件　票

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１　提出者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

２　磁気ディスクを提出する事由

３　提出物件の目録

〔備考〕

１　代理人により手続を行うときは、「提出者」の欄を「代理人」とする。

２　「磁気ディスクを提出する事由」の欄には、「令和何年何月何日に発生した電気通信回線の故障のため」又は「令和何年何月何日に発生した本人の責めによらない屋内配線の故障のため」などの電子情報処理組織を使用して特定手続を行うことができない事由を記載する。

３　「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスクの枚数、磁気ディスクに記録した手続の書類名を記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。２枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第５項ただし書、第112条第３項ただし書若しくは第195条第８項ただし書、実用新案法第31条第５項ただし書、第33条第３項ただし書若しくは第54条第７項ただし書、意匠法第42条第５項ただし書、第44条第３項ただし書若しくは第67条第６項ただし書又は商標法第40条第６項ただし書、第43条第４項ただし書若しくは第76条第６項ただし書の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請に際して添付する書面にあっては、願書又は申請書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあっては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「令和何年何月何日提出の特許出願、整理番号○○○」のように記載する。）を記載する。

４　磁気ディスクに添付する書面は、提出物件票を上にして左とじとし、容易に分離し、とじ直しができるように例えばホッチキス等を用いてとじ、磁気ディスクに添付する。

５　その他は、様式第１の備考１から３まで、５、12及び14から17まで並びに様式第８の備考１から４までと同様とする。